

令和元年度第2回小田原市文化財保護委員会 会議概要

日 時 令和2年2月17日（月）午後1時30分～午後3時45分

場 所 生涯学習センターけやき 視聴覚室

出席者 文化財保護委員

相澤委員（委員長）、勝山委員（副委員長）、岩橋委員、岡本委員、大谷津委員、
吉良委員、鳥居委員、松蔭委員、吉田委員

※欠席委員 平田委員

小田原市

文 化 部：安藤部長、遠藤副部長、大島管理監

文化財課：高橋課長、山口副課長、田村副課長、鈴木主査、峯田主査、
下澤主任

まちづくり交通課：金子課長、田邊係長

- 1 開会
- 2 あいさつ
- 3 議事

（1）協議事項

ア 市指定重要文化財の新規指定候補について
事務局より、資料1に基づき概要説明を行った。

【質疑応答】

（委員長）

今回以降、今後の指定までの流れはどうなっているか。

（事務局）

令和2年度中に指定予定。令和2年度第1回委員会で再度ご意見をいただき、11月の第2回では現地視察をした上で、第3回に諮問させていただく予定。

（委員長）

調書①瀟湘八景図からみなさんの意見をいただければと思うがいかがか。

（委員長）

私の専門なので、まず私から。風外作品は平塚市に多く残っていて、他は散在している。小田原市は風外ゆかりの地で、作品が伝わっていた可能性が高く、小田原市の文化芸術を語る上で風外は一番出てくる。その作品を指定することは良いことではないか。

(委員)

前回、風外の風景画は珍しいもので、本来小田原市に多くあるべきところ、平塚市で多く指定されているため、小田原市でも早急に指定すべきとの意見があった。

(委員)

この作品は80歳で描いたものだが、当時風外はどこに居たのか、そのあたりを調書に反映できないか。小田原で描いていればなお良いのだが。

(事務局)

80歳位の時に真鶴から伊豆へ移っている。どういった経緯で成願寺に作品があるのかは不明のため、そのあたりを調書へ反映させたい。

(委員長)

調書1ページ目、内容中「人物や船は記号的に描くなど」の「記号的」が分かりにくい。また「即興的に描いたように見える」とあるが水墨画はわりと即興的なもので、印象論風なので、客観的な部分のみ記載するという事でこの2行はとってしまっても構わないのではないか。さらに、調書2ページ目、その他参考となる事項中「仏僧」とあるが、あまり使わない語なので、達磨などの先達を表す「祖師」とした方が良い。

(委員)

資料の写真、2枚だけ色が黄色いのはなぜか。

(事務局)

撮影の時期に違いがあったためである。

(委員)

そうですか。

賛は普通右から書くが左から書くこともあるのか、この場合は8枚をどうならべるのか。

(委員長)

人物図の賛は顔が向いている方から書くという決まりがあるが山水画にはない。風外が左右交互になるようにしたのかもしれない。

写真の色合いは合わせるようにしてください。

(事務局)

そろえるよう努力する。

(委員)

調書2ページ目、その他参考となる事項中下から5行目「室町期の関東水墨画とも、後世の～」とあるが、「後世」ではなく「江戸中期」とした方が「室町期」と対比して良い。

最後の行、「市指定文化財」は文章を読めば分かることだが、「平塚市指定文化財」や「同市指定文化財」と明示した方が良い。

平塚市所蔵の作品数が「点」となっているが、掛幅となっていれば「幅」とか平塚市の情報を入手してそろえる方がより良くなる。

(事務局)

了解した。員数は確認する。

(委員長)

調書②旧川辺家の長屋門、まず専門の吉田委員から意見をいただきたい。

(委員)

よく目立つ建物で誰もが知っている大事な建造物であると思う。基本的には手が入れられていない。外観がきれいに残っている。創建年は確かな文献はないが間違いないだろう。

(委員)

黒く見えるのは浸透性の塗料を塗っているのか。

(委員)

一部塗っているかもしれないが、不明。

(委員)

調書2 ページ3行目から、「関東郡代伊奈半左衛門」とあり、伊奈家は通称で半左衛門を名乗っているのも間違いではないが、代々「忠〇」の名がつくので、この富士山噴火の際の郡代を調べて「忠〇」と記載した方が良い。

(事務局)

調査し、記載する。

(委員)

参考資料にある「邸園保全活用チーム湘南」とはどのようなチームか。

(委員)

西先生が調査された後、ボランティアの方々が引き継いで詳しい調査をして報告書を出した、重要な報告書である。

(委員)

どんな方たちなのか、市か。

(事務局)

市ではない。

(委員)

地元の建築家たちのボランティアグループである。

(事務局)

事務局はゆりかご園からお借りして見せていただいた。

(委員長)

「邸園保全活用チーム湘南」は編者であるようなので、「邸園保全活用チーム湘南・編」としたらどうか。

(事務局)

了解した。

(委員長)

所有者・管理者の氏名が理事長の氏名まで記載されているがこういうものなのか。

(事務局)

基本的に土地や建物の登記簿謄本には個人名までは出ずに法人名までになる。建造物ですので同じように法人名までで良いと考える。

(委員)

調書2ページ由緒・沿革等内、本からの引用部分「・・・・」は原文もそうなのか。

(委員)

省略されている。

(委員)

それならば(中略)と書くのが良いだろう。

(事務局)

(中略)とする。

(委員長)

1ページ目最後の段落、「昭和16年の」の後に「所有者」と入れると、藤木・山下夫妻がいきなり出るより分かりやすい。

(事務局)

「所有者」を入れる。

(副委員長)

写真の2ページ目には長屋門でない写真も混じっているようだが、長屋門の部分だけが対象ということで良いか。

(事務局)

長屋門だけが対象である。

(委員)

写真1ページ1枚目の写真、長屋門全体の規模は分かるが、連なる塀も対象に入るのか。

(委員)

連なる塀も対象に入れた方が良い。

(副委員長)

一体のものではないか。

(委員)

長屋門自体を指定して塀は「附(附けたり)」とするのが良い。

(委員)

塀の製作年代は分かるのか。

(委員長)

専門家にもう1度見ていただいて、年代等確認してもらってはいかがか。

(事務局)

長屋門と連なる塀のどこまでを範囲とするか、年代含めて整理する。

(委員長)

主屋の方は健在とのことだが、今後指定する可能性はあるか。

(事務局)

主屋の中はだいぶ改修されており、外の部分が市指定に値するかは難しいところがある。所有者としては、主屋の中は園の運営上残せるかどうか分からないが、地域のシンボルでもある門は残していきたいとの意向のため、この機をとらえたところである。

(委員)

調書2ページ由緒・沿革等内、「藤木顕文・山下たけ夫妻」とあるが、個人情報にあたるかもしれないが、なぜ「藤木顕文・たけ夫妻」ではないのか。

(事務局)

ゆりかご園を訪問した際に聞いた話では、譲渡の手続きの過程の中で奥様が独立し、書類上そのようになったとのことだ。

(委員長)

こういうことが公開されるのはどうか、調書は公開されるのか。

(委員)

名前だけにして「夫妻」を入れなければ良いのでは。

(委員長)

そのあたり確認して対応してください。

(事務局)

承知した。

(委員長)

参考資料の欄、出版物の発行年が風外は西暦で長屋門は和暦なので、どちらかに統一した方が良い。

(事務局)

承知した。

(委員)

小田原祭囃子について、私は小田原市民で、地域の宗我神社は山車が5台出てお囃子をやる。市内各地の神社でも各団体がお囃子を継承しているが、宗我神社のそれほど広くない地域でも、山車により囃子のテンポやリズムがかなり違う。私の住む地域では中断していた時期があり、別の地域の方から指導を受けた経緯がある。私は民俗学のことは良く分からないが、このように各地域によりテンポやリズムが違う中で、23団体一括指定をして良いものか。

(委員)

お囃子の指定案件は少ない。多古のお囃子が県指定となった際の背景は、小田原囃子の価値は認められていて、それが伝承できる組織がしっかりしていることが重要であったと聞いた。今回は検討案件ということだが、一括指定するのか、どの範疇をグルーピングするのか、県指定と同じ名称で良いのか等、まだ検討の余地がある。1団体のみ県指定だが、その他の団体が無価値な訳ではなく、伝承のモチベーションにもかかわるので、市で何らかのことを考えていくべきと思う。

(委員)

23団体の演奏を聞いて、伝統的なものをどこが伝えているのか。指定することで、違う部分を元に戻していけるならば、指定しても良いのではないか。

(委員)

グルーピングしての指定は相模人形芝居が良い例で、五座がグルーピングされ、中断の有無によって国指定と県指定に分かれている。上位の指定の方針は、山車などでもグルーピングをして指定するという流れがあるので、その方向が良いと思う。

(委員)

伝承が途絶えていて市外から指導者を招いて復活したところもある。民俗学では音楽を採譜して比較することはあるか。

(委員)

タイプのものはするのだろうが、音楽は変わりやすく目に見えないので、その意味で指定が難しい面があったのだと思う。ただ、県指定があるのでその伝統を守る形で整理していくことも必要と思う。

(事務局)

いくつか課題があるので、整理しながら丁寧にやっていきたい。令和2年度の指定に間に合わずとも検討は続けていきたいと考えている。

(委員長)

大谷津委員とも相談しながら進めていただきたい。

(委員)

2年に1度は指定候補一覧を出してほしい。「これだけの候補の中から、今回こういう理由で何件出しました」と分かるように、今後の候補の検討にも必要なのではないか。

(委員長)

その要望は、前からあったと思う。以前のリストの中で、ものによっては経年劣化してしまい、早急に指定せねばならないようなものもあるかもしれないので必要だろう。よろしくお願いしたい。

(事務局)

承知した。

イ 市指定重要文化財の名称変更について

事務局より、資料2に基づき概要説明を行った。

【質疑応答】

(委員長)

これまで名称変更の事例はあるのか。

(事務局)

過去、評価が変わったことにより名称が変わったことがある。墳墓の事例で、後年の調査により年代等が確定し、指定の名称と内容を変更した案件だ。

(委員長)

今回の案件は、当時は天皇がこちらにいらしたことが重要であったが、現在は本陣跡であることが重要になったと思うが、ご意見いかがか。

(委員)

卓上配布の「小田原市歴史的風致維持向上計画」25ページに本陣の説明があり、史跡が大事ではないかと。今後このような形で文化財行政を展開するのであれば、今回の事務局案は重要であると考えます。

(委員)

本陣跡であることを伝承するため入れた方が良い。しかし、行在所と本陣のどちらを先に書くか。

(委員)

石碑の見た目は行在所跡と書いてある。

(委員)

本陣の遺構があってそれを指定しているなら、先に本陣跡と書けるが、先に行在所が来るのは仕方ないかと思う。()を入れるのは賛成。

(委員)

同意する。

(委員)

入れても良いが、市民の目に触れる現地の説明文等に、そのことが記載されていれば良いとも思える。2件の名前を変えることもさることながら、本丸御殿があった場所にそれについての説明表示もなく、市民に理解されない状況がある。いずれにしても、小田原城下の本陣の分布図等を必要な場所に設置して分かりやすくするという方法がとればよいのではないか。

(事務局)

小田原は城下町としてだけでなく、宿場町としてもアピールが必要であり、宮ノ前行在所跡には本陣・脇本陣の配置図を、なりわい交流館前には宿場の説明図を設置し、現状でも最低限ではあるが周知を図っている。

(委員)

これは単に本陣跡を追加して名称変更するだけでなく、文化財として本陣跡の方を重要視するとなると、どう処理するか難しい問題となる。

(事務局)

ここは城の堀や石垣が埋まっている史跡ではなく、明治天皇が泊まったという事跡を継承した史跡となっている。戦前は軍の大演習の天皇陛下のお立ち台の場所が指定されていたり

したが、戦後に全部整理された。小田原の行在所もこんにちにおいて引き継ぐべきかどうかという議論があった。世界遺産などで、遺産の本質的なものはどこにあり、どう引き継いでいくのかという考えの転換があり、新たに復元することではなく、長年引き継がれてきたこと自体に意味があるとの考えが出てきている。このような中、行在所が頭か、本陣が頭か、この場でも議論していただければと思う。

(委員)

この場合、本陣跡が建物としても敷地としても残っているのであれば、これを前に持つてくるのも良いと思うが、ここは行在所が基本で、あくまで旧本陣であったということで良いのではないか。

(委員長)

これは深く考えると難しい。

(委員)

時間軸で考えると逆となる、長く江戸時代まで本陣としてやってきて、それが明治になって天皇の行幸で使用された。

(委員)

すでに行在所が指定されているので、本陣を前に出すと、それを変える決定をしないといけない。価値の転換があるから簡単ではない。

(委員)

同意。

(委員)

小田原市としては他の本陣跡を指定するつもりはあるのか。

(事務局)

現時点で予定はない。

(委員)

本陣跡が重要だからと後付けで加えようとする話なので歯切れが悪い。将来的に本陣跡を指定していくのであれば、名称の変更が良いのか。あるいは、行在所の指定の意味があるのかという、そもそも論になってしまうと時間がかかる。二重指定が可能であれば本陣跡を指定して、行在所の是非は今後検討することもできる。

(委員)

これは名称を入れても入れなくても良い。説明文がきちんとあり、それで十分カバーしている。名称に追加されたからといって周知が図られるわけではない。今後指定するしないにかかわらず、看板や地名石柱で表示するなどして市民や来訪者に分かりやすくしていくことが必要。

(事務局)

平成28年度の事業で、本陣については、歩道に小さいが説明文を設置した。これは本陣跡を史跡にしていくのとは違う流れとなる。史跡となると発掘調査が必要だが、周りに家が建ってしまっているなので、建て替え時の調査に限られる。過去に本町行在所の隣を発掘調査

した際は、浅いために後年のかく乱もあり遺構が明瞭にならなかった。史跡指定するとなると明瞭に遺構が確認されないと難しい。

(委員)

確かに街の様子が変わってしまって、昔の雰囲気伝えていないところを史跡指定するのは無理がある。

(委員)

本陣の表示があるなら、()に名称を入れることが顕在化の方法ではないので、名称変更するよりも、実質的に分かりやすい表示がされている方が大事で有効と思う。

(事務局)

少々役所の事情があり、日本遺産に箱根八里が認定され、東側の登り口となる小田原宿の構成資産として、小田原城やういろうがあるものの、私どもの不手際で肝心の宿場の機能的要素が盛り込めなかった。そうした時に構成資産として行在所となると非常に伝わりにくい。松蔭委員や鳥居委員のおっしゃるように、今どういう考え方で名前を変えるのかとなると、本質的な部分まで行ってしまい、もっと丁寧に考えないとならなくなる。小田原宿の日本遺産として行在所ではちょっとよろしくないの、より良い方向にならないかと俎上に上げさせていただいた。

(委員)

東京都千代田区だと、ビルの間にある著名人の住居跡等を、史跡ではなく旧跡として表示している。また、〇〇発祥地等のまちの記憶プレートというものもある。史跡となるとハードルが高いので、小田原市も同じような対応はできないか。

(事務局)

小田原市では役割分担があり、旧跡レベルは観光課で説明板等の対応をしている。

(委員)

これまでの話をうかがうと、名称変更ではなくかつて本陣であったことの補記ではないか。

(事務局)

事務局も行在所が先で本陣を後につけると考えている。

(委員)

今後市が本陣や脇本陣の扱いをどう考えていくかが大事。今回の名称については深く考えなくて良い。

(委員)

そもそも論になると大変なので補記に同意。

(委員長)

みなさんの意見が出たが、補記で良いのではないかと。ただし、松蔭委員のお話にあるように、市として本陣脇本陣をどう扱っていくかは検討が必要と思う。

資料2に「明治天皇聖跡小田原町保存会がこの土地を買収」とあるが、現在この土地の所有はこの保存会か。小田原市か。

(事務局)

補記するという意味で了解した。また現在、明治天皇行在所跡は、小田原市の所有である。

(2) 報告事項

ア 『小田原市歴史的風致維持向上計画』第2期の策定について
事務局より、資料3に基づき概要説明を行った。

【質疑応答】

(委員長)

今回は話を伺っておくということ、今後何回か委員会に意見聴取がされるということで、次回から具体的に出てくるのでしょうか、皆さんいかがか。

(委員長)

保護委員会への意見聴取は何回か。

(事務局)

4回です。今回が1回目、令和2年度に3回開催の文化財保護委員会に毎回出させていただく予定。

(委員長)

事前に資料が欲しい。保護委員会の席でいきなりでは読み切れない。

(委員)

資料3-4の3ページの表、「旧三大明神例大祭」というのは一般的な言い方か。

(事務局)

松原神社、居神社、大稲荷神社の例大祭を指します。「旧三大明神例大祭」の記載については歴史まちづくり協議会では指摘されなかったところだ。

(委員)

その3社が古いというのは分かるが、私としては気になる。

同ページ、板橋は「地区」で曾我は「集落」違いはあるのか。

(事務局)

特にない。

(委員)

用語はもう少し精査した方が良い。

(委員)

同じページ、現計画は小田原城下「の」、第2期は小田原城下「と」に変わっている。小田原城下が格上げになった形だが、小田原城下と小田原城はまた違い、小田原城が独立トップに表記されてもしかるべきと考える。

(事務局)

名称についてはご意見を伺いながら調整させていただきたい。

(委員)

二宮金次郎をどう扱うかは、近世と近代とで扱いが違うので難しい。報徳主義でやるならば意義がある。戦前期の教育の中にいかに金次郎が押し込められたのかを考えると「教育にみる歴史的風致」には驚く。歴史教育と密接にかかわってくる問題である。報徳主義はどういう意義を持っているか研究が進んでいるが、ここは神経を使われた方がよい。近代は江戸のようにはいかないので、気を付けて熟慮した方がよい。

(事務局)

了解した。

(委員)

「歴史的風致」はどの様に定義されているのか。

(事務局)

歴史まちづくり法により、「歴史的風致」は、「地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境」と定義されている。

(委員)

法律名は何か、所管はどこか。

(事務局)

正式名は「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」で、通称「歴まち法」。所管は文部科学省、国土交通省、農林水産省となる。

(委員長)

歴史的風致というのは、中世・近世に限っているのか。古代は入らないのか。

(事務局)

中世・近世とは限らない。地域に特化してその固有の歴史ということなので、その地域が住民も含めて古代を大事にしていれば、取り上げることも可能となる。

(委員)

歴史的風致は、視点が今見えるものということ。

先ほど二宮金次郎の話があったが、「二宮金次郎と顕彰、教育にみる歴史的風致」は非常に難しい。風致を無理やり付けた感がある。後で苦しくならなければ良いのだが。

(事務局)

名称などは、今後まちづくり交通課と一緒に文化財課も入り、いただいたご意見を参考に検討し反映していきたい。また、二宮金次郎に関しては、地元の桜井地区の住民が非常に大事にしているところをとらえていきたい。

(委員)

報徳主義は分かる。それを現代史の日本の政治が、どのように使っていくかという問題があって、二宮金次郎に何かがあるわけではないから、そこを含めてきちっと理解をして、言葉としてもきちっと書いた方がよい。どのように二宮が死んでから使われていったかはすごく重要なこと。これは主義の問題ではなく、実際に戦前期に何が起きていたのか、学校の校庭で何が起きていたのかということが、日本近現代史では重要な問題。江戸・明治の報徳主

義は良く分かる。そののところ、特に行政の方たちには歴史的にものを考えるトレーニングは必要。

(事務局)

了解した。

(委員長)

策定作業は大変だろうが、文化財課も関わってよろしくお願ひしたい。

(3) その他

次回の予定 令和2年7月上旬から中旬の予定